

## Ⅶ、入居差別への取組み

家主・不動産事業者向け

## 知ってあんしん 高齢者等円滑入居のための 15のアドバイス



作成/Osakaあんしん住まい推進協議会

宅建業者の皆様へ～なくそう住まいの差別「しない、させない、許さない」～

### ◎入居差別の解消に向けて

大阪府では、宅地建物取引の場における人権問題の解決を図るため、「宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を策定し、大阪府の責務、業界団体の責務、宅地建物取引業者の責務を定めて役割分担を明確にし、各々が連携しながら、人権意識の高揚と普及に努めています。

とりわけ、宅地建物取引業者の責務には「国籍、障がい、高齢等の理由により、入居の機会を制約し、これを助長する差別的行為をしないこととする。また、その関係する家主等に対して、人権問題について理解を求めるよう努力することとする。」と定められています。

宅地建物取引業者の皆さんには、この趣旨を踏まえ、入居差別の解消に向け、取り組んでください。

### ◎入居差別に対する指導監督について

大阪府では、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士によるコンプライアンス向上の取り組みを促進し、違反行為及び適正を欠く行為の未然防止を図るため、「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」を定め、同基準第9において入居差別に関する規定を設け、指導等の対象にしています。

たとえ、家主さんの要望であっても、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由だけで、宅地建物取引業者が入居申込みを拒否する行為は、指導監督の対象となります。

宅地建物取引業者の皆さんには、人権意識の向上に努めるとともに、家主さん等にも人権問題についての理解と認識を持って頂けるよう積極的に働きかけをし、入居差別の解消に向けた取り組みをお願いします。

#### 大阪府「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」(抜粋)

(宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為に対する指導等)

第9 知事は、業者が宅地建物取引業に関し次に掲げる行為をした場合は、必要な指導等を行うことがある。

- (1) 取引の対象となる物件が同和地区(大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例第2条第1号の規定による。)に所在するか否かについて調査すること又は取引関係者に教示すること。
- (2) 賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由(以下「特定理由」という。)だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否すること。

(参考)人権問題に関する指針<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/sido-jinken/shishin.html>

(参考)指導監督基準<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/sidokantokukijun/index.html>

## 大阪府宅地建物取引業における人権問題に関する指針（平成29年4月改定）

人権は、私たち一人ひとりにとってかけがえのないものであり、誰もが生まれながらにして持っている「人間として幸せに生きていくための権利」である。

しかしながら、戦後の我が国の社会、経済、文化のめざましい進展にもかかわらず、同和問題をはじめ外国人、女性、高齢者、障がい者、子どもなどの人権に関わる問題が存在している。さらに国際化や情報化、科学技術の発展など社会情勢の変動によって、プライバシーの侵害などの新たな人権問題も生じている。

現に、予断と偏見に基づく差別は根強く残っており、宅地建物取引の場において、物件が同和地区（「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」第2条第1号に規定された地域）かどうか、同和地区を校区に含むかどうか等の調査及び価格面における差別的扱いや、在日外国人や高齢者等に対する民間賃貸住宅への入居機会の制約などの形で問題化している。

差別があることは、人間としての市民的権利と自由が完全に保障されていないことであり、これをなくし、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指すことは、基本的かつ緊急の課題である。同和問題をはじめとするさまざまな人権問題（以下「人権問題」という。）の解決の推進は、国民的課題であるとの認識の下、関係者はその保有する機能を十分に発揮してこれに取組む必要がある。

### 1 宅地建物取引業における人権問題

(1) 宅地建物取引業者は府民のニーズに合わせて、良好な住宅、ビル、宅地等を提供し、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しなければならない社会的責務を負っている。とりわけ、通常の商品、サービスに比較して極めて高額な財産である不動産を取扱う者として、消費者から高い信頼を得ることが要求されている。

(2) 一方、宅地建物取引の場において、人権問題が生じている。このことは、府及び宅地建物取引業界団体が関係機関の協力によって実施した「宅地建物取引業に関する人権問題実態調査」によっても示されている。

このような、人権問題を未解決のまま放置することは許されないものであり、社会の進展に伴い、いつかは解消するであろうという消極的な姿勢では効果を期待することはできない。宅地建物取引の場における人権問題の解決を図るため、府及び業界は、それぞれの機能分担を明確にし、人権意識の高揚と普及に務めることとする。

### 2 人権問題の解決に向けて

#### (府の責務)

府は、宅地建物取引業者の人権意識の高揚を図るため、関係機関、業界団体と連携し、協力しながら、次に掲げる事項を積極的に推進する。

#### (1) 宅地建物取引業界団体及び宅地建物取引業者に対して

##### ア 啓発推進体制の確立

(ア) 人権問題の解決を図るため、府及び業界団体が実施する研修会、講演会等あらゆる機会を通じて、人権問題の啓発を推進する。

(イ) 研修会、講演会等の開催については、府及び業界団体の役割分担を明確化するとともに、対象者の問題意識に結びついた研修内容・計画・カリキュラム等の検討を行う。また、業界に対して、人権問題の指導者の養成に努めるよう強く指導していくこととする。

(ウ) 研修会、講演会等の開催に当たっては、ホームページや広報誌などの広報媒体を活用し、広く周知に努めるものとする。

(エ) 宅地建物取引業界団体に加盟していない宅地建物取引業者に対する研修会の開催に努めるものとし、その参加について指導していくこととする。

##### イ 宅地建物取引業人権推進員制度の推進

宅地建物取引業者が、同和問題・人権問題に対する理解と認識を深め、自ら主体的にその解決に向けた取り組みを推進することを目的とする「宅地建物取引業人権推進員制度」の推進に努め、従業者の人権意識の向上を図ることとする。

##### ウ 人権問題の解決につながる業界団体の自主的な活動を支援することとする。

エ 関係機関、業界団体と連携を保ちながら、効果的な啓発のために内容、手法等についての研究・調査を強化する。

#### (2) 府民への理解と協力の要請

府のホームページや広報誌等の媒体の活用により、府民に対し、宅地建物取引に関して生じる人権問題の解決に向けて理解と協力を求めるとともに、業界団体の広報媒体の活用についても密接な連携を保つよう要請していくこととする。

#### (3) 差別事象への対応

ア 宅地建物取引業者の宅地建物取引に関して差別事象が生じたときは、速やかに必要な資料収集や関係者よりの事情の聴取に努めることとする。

イ 差別事象を根絶するための啓発、指導の充実に資するために、関係機関、業界団体との連携体制、情報提供体制を強化することとする。

#### (4) 国及び市町村への要請

##### ア 国への要請

宅地建物取引業者における差別事象について、その実態の情報提供を行い、その対策に関する要請に努めることとする。

##### イ 市町村への要請

宅地建物取引業者が受講できる人権研修の開催日程等の情報提供に関する要請に努めることとする。

### 3 宅地建物取引業者における人権問題の遵守事項について

人権問題の解決に向けて、宅地建物取引業者は次に掲げる事項を遵守すること。

#### (1) 業界団体の責務

##### ア 人権意識の高揚と啓発

###### (ア) 研修の実施

業界団体は、その構成員に対し、人権意識の高揚と普及を図るため、府や関係機関と連携しながら研修の実施に努めることとする。

###### (イ) 広報の実施

業界団体は、各団体で保有するホームページや機関紙などの広報媒体を活用して、人権啓発に努めるとともに、研修の開催などの周知に努めるものとする。

###### (ウ) 宅地建物取引業人権推進員制度の推進

業界団体は、宅地建物取引業界全体の人権意識の向上を図る宅地建物取引業人権推進員制度の推進に、府と協力し、努めるものとする。

# 入居差別への取り組みについて

- イ 「不動産に関する人権問題連絡会」の機能強化  
業界団体で構成する「不動産に関する人権問題連絡会」は、人権問題について、自主的・主体的に取り組んでいくことに努めるものとする。
- ウ 自主行動基準の運用  
業界団体は、大阪府消費者保護条例に基づき自主行動基準を策定した場合には、適正な運用に努めるものとする。
- エ 差別事象への対応
  - (ア) 大阪府住宅まちづくり部へ報告  
業界団体は、差別事象を知り得たときは、速やかに大阪府住宅まちづくり部へ報告することとする。
  - (イ) 差別事象を起こした宅建業者に対する調査・事実確認及び指導  
業界団体は、差別事象を起こした宅建業者に対して、大阪府と連携し、調査・事実確認を行うとともに、人権啓発に努めるものとする。
- (2) 宅地建物取引業者の責務
  - ア 信頼性の確保  
宅地建物取引業者は、その取引行為において、より高度な社会的信頼性を要求されていることを自覚し、人権問題への啓発体制を確立し、人権意識の高揚に努めることとする。
  - イ 取引物件の調査等  
宅地建物取引業者は、取引物件の所在地が同和地区であるかないか、または同和地区を校区に含むかどうかなどについて、調査及び報告並びに教示をしないこととする。  
また、差別につながる不当な広告表示はしないこととする。
  - ウ 入居機会の確保  
宅地建物取引業者は、国籍、障がい、高齢等の理由により、入居の機会を制約し、これを助長する差別的行為をしないこととする。また、その関係する家主等に対し、人権問題について理解を求めよう努力することとする。
  - エ 自主行動基準の遵守  
所属する団体が自主行動基準を定めている場合は、その基準を遵守することとする。
  - オ 消費者に対する理解の要請  
消費者から、人権問題に関する質問等があったときは、その消費者に対して、人権問題について理解を求めよう努力することとする。
  - カ 従業員への指導、研修  
従業員（正社員や契約社員など）に対し、人権問題に関する指導に努めるものとする。また、人権意識の高揚を図るため、研修会等への参加機会を設けるよう努めることとする。
  - キ 標準的な入居申込書の使用  
人権に配慮した本籍地や国籍欄のない標準的な入居申込書の使用に努めることとする。
  - ク 差別事象への対応  
差別事象を知り得たときは、速やかに大阪府住宅まちづくり部及び所属する団体へ報告することとする。

## 大阪府の宅地建物取引業法に基づく指導監督基準（抜粋） （平成23年1月1日施行）

### 第2章 業者への監督処分及び指導等

・・・略・・・

（宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為に対する指導等）

第9 知事は、業者が宅地建物取引業に関し次に掲げる行為をした場合は、必要な指導等を行うことがある。

(1) 取引の対象となる物件が同和地区（大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例第2条第1号の規定による。）に所在するか否かについて調査すること又は取引関係者に教示すること。

(2) 賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由（以下「特定理由」という。）だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否すること。

・・・略・・・

## 宅地建物取引業法第47条と同和地区に関する告知

次の議事録(抜粋)のとおり、平成22年5月18日に開催された衆議院国土交通委員会において、「取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなくても宅地建物取引業法第47条に抵触しない。」という解釈が示されています。

<衆議院ホームページ国土交通委員会の会議録議事情報「第174回平成22年5月18日第20号」掲載の国土交通大臣答弁から抜粋>

○前原国務大臣

・・・・・・・・

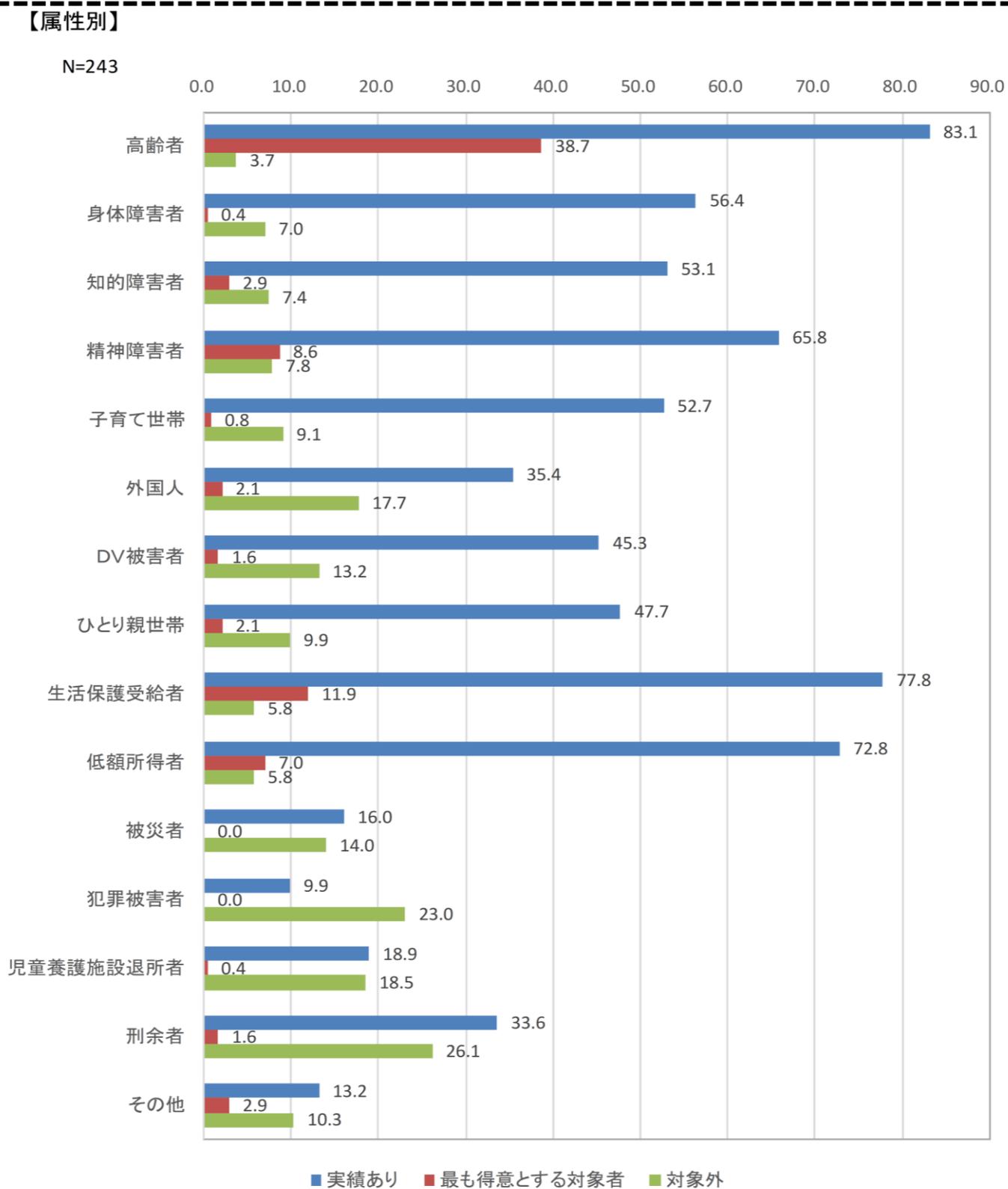
取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなければ宅建業法四十七条に抵触するかとの問い合わせがあるかどうかということも聞いております。これは、答えを言いますと、抵触するかというのは、抵触しないわけです。そんなことは答えなくていいというのが宅建業法の四十七条であります・・・

## Ⅳ、居住支援法人について

# 居住支援法人について

○入居支援の対象者と実績及び最も得意とする対象者（全国） ※フェースシート調査（実施期間：令和2年7月19日～8月31日）

- 入居の実績のある対象者としては、「高齢者」が83.1%、「生活保護受給者」が77.8%、「低額所得者」が72.8%である。
- 得意とする対象者としては、「高齢者」が38.7%、「生活保護受給者」が11.9%、「精神障害者」8.6%である。



出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

# 居住支援法人等について

## ○住宅確保要配慮者と属性別法人数（全国）

対象としている属性10万世帯(人)当たり法人数(令和2年9月時点の指定法人351を対象に整理)

	低額所得者			高齢者			障害者			子育て世帯			外国人			刑余者 a法人数
	a法人数	b世帯数	a/b	a法人数	b世帯数	a/b	a法人数	b人数	a/b	a法人数	b世帯数	a/b	a法人数	b人数	a/b	
1 北海道	17	496,000	3.4	20	119,430	16.7	16	408,637	3.9	14	450,100	3.1	12	25,692	46.7	11
2 青森県	2	72,100	2.8	2	14,549	13.7	2	83,938	2.4	2	111,838	1.8	2	4,245	47.1	1
3 岩手県	3	64,000	4.7	3	12,581	23.8	3	74,740	4.0	3	108,763	2.8	1	5,902	16.9	3
4 宮城県	4	168,600	2.4	4	33,089	12.1	4	114,208	3.5	4	208,151	1.9	4	17,708	22.6	4
5 秋田県	1	43,000	2.3	1	7,966	12.6	1	84,017	1.2	1	80,895	1.2	1	3,616	27.7	1
6 山形県	0	42,300	0.0	1	7,531	13.3	0	67,548	0.0	0	98,085	0.0	0	6,160	0.0	0
7 福島県	4	97,300	4.1	5	26,078	19.2	5	116,632	4.3	4	164,918	2.4	3	11,052	27.1	2
8 茨城県	2	117,100	1.7	4	23,160	17.3	3	128,682	2.3	2	263,854	0.8	2	54,095	3.7	2
9 栃木県	2	85,600	2.3	3	18,250	16.4	2	97,104	2.1	1	182,785	0.5	2	34,402	5.8	0
10 群馬県	2	89,200	2.2	2	18,850	10.6	2	94,039	2.1	2	182,023	1.1	1	46,401	2.2	0
11 埼玉県	6	363,700	1.6	8	89,429	8.9	8	295,138	2.7	8	674,337	1.2	7	139,656	5.0	1
12 千葉県	13	318,000	4.1	13	85,391	15.2	11	260,869	4.2	8	563,715	1.4	6	122,479	4.9	4
13 東京都	24	1,225,400	2.0	30	346,364	8.7	26	663,491	3.9	22	1,154,095	1.9	18	462,732	3.9	13
14 神奈川県	13	539,800	2.4	13	150,854	8.6	13	408,029	3.2	13	855,277	1.5	9	180,069	5.0	0
15 新潟県	0	93,000	0.0	1	16,591	6.0	1	128,544	0.8	1	200,054	0.5	1	14,064	7.1	1
16 富山県	0	34,700	0.0	1	7,063	14.2	0	62,938	0.0	0	93,750	0.0	0	13,972	0.0	0
17 石川県	4	56,600	7.1	4	10,728	37.3	4	60,427	6.6	3	104,891	2.9	2	11,542	17.3	1
18 福井県	4	26,000	15.4	5	6,633	75.4	3	52,591	5.7	2	71,794	2.8	1	12,307	8.1	1
19 山梨県	2	40,200	5.0	3	9,243	32.5	3	49,329	6.1	3	74,155	4.0	2	14,228	14.1	2
20 長野県	1	84,400	1.2	1	17,531	5.7	1	132,770	0.8	1	190,519	0.5	1	31,453	3.2	1
21 岐阜県	3	72,100	4.2	2	16,910	11.8	4	120,235	3.3	2	188,937	1.1	1	45,923	2.2	2
22 静岡県	5	163,300	3.1	5	42,529	11.8	5	176,549	2.8	4	341,953	1.2	1	76,081	1.3	1
23 愛知県	9	430,400	2.1	17	110,219	15.4	17	347,742	4.9	15	730,200	2.1	7	209,351	3.3	4
24 三重県	3	68,000	4.4	3	15,279	19.6	3	98,669	3.0	3	166,916	1.8	3	43,031	7.0	1
25 滋賀県	2	59,700	3.4	2	10,342	19.3	2	71,527	2.8	2	141,655	1.4	2	24,617	8.1	2
26 京都府	7	220,200	3.2	7	46,281	15.1	7	188,977	3.7	7	227,163	3.1	7	53,575	13.1	6
27 大阪府	41	837,000	4.9	43	253,050	17.0	39	543,315	7.2	39	799,568	4.9	36	210,148	17.1	32
28 兵庫県	13	351,600	3.7	13	111,778	11.6	12	330,415	3.6	13	510,494	2.5	10	98,625	10.1	5
29 奈良県	3	63,100	4.8	3	17,157	17.5	5	88,427	5.7	2	122,682	1.6	2	11,085	18.0	2
30 和歌山県	3	49,700	6.0	4	15,613	25.6	4	73,666	5.4	2	84,056	2.4	2	6,069	33.0	2
31 鳥取県	2	28,300	7.1	2	5,591	35.8	2	40,929	4.9	2	50,733	3.9	1	3,965	25.2	0
32 島根県	0	34,600	0.0	0	5,899	0.0	0	51,032	0.0	0	58,304	0.0	0	6,600	0.0	0
33 岡山県	5	97,000	5.2	7	20,999	33.3	6	103,474	5.8	3	171,409	1.8	1	22,439	4.5	4
34 広島県	3	179,500	1.7	3	42,557	7.0	2	172,470	1.2	2	262,645	0.8	2	42,899	4.7	1
35 山口県	3	83,300	3.6	3	20,613	14.6	3	89,407	3.4	3	118,570	2.5	3	13,875	21.6	3
36 徳島県	1	39,700	2.5	1	10,078	9.9	1	50,380	2.0	1	63,045	1.6	1	5,012	20.0	1
37 香川県	2	45,900	4.4	3	11,018	27.2	2	58,547	3.4	1	86,399	1.2	1	9,785	10.2	2
38 愛媛県	5	89,700	5.6	6	20,437	29.4	5	90,709	5.5	5	119,735	4.2	4	10,279	38.9	4
39 高知県	3	53,700	5.6	3	13,337	22.5	3	55,094	5.4	2	59,627	3.4	2	3,728	53.6	3
40 福岡県	17	477,700	3.6	23	109,262	21.1	20	307,584	6.5	12	469,976	2.6	8	60,417	13.2	9
41 佐賀県	3	40,600	7.4	3	7,425	40.4	3	56,817	5.3	3	77,245	3.9	3	4,605	65.1	2
42 長崎県	1	93,800	1.1	3	19,540	15.4	2	102,017	2.0	1	121,179	0.8	0	10,979	0.0	0
43 熊本県	10	114,300	8.7	10	23,928	41.8	10	128,547	7.8	9	161,718	5.6	8	10,767	74.3	9
44 大分県	4	74,600	5.4	5	16,711	29.9	4	81,993	4.9	3	100,995	3.0	2	10,573	18.9	2
45 宮崎県	1	71,300	1.4	1	14,562	6.9	1	82,425	1.2	1	100,846	1.0	1	4,616	21.7	1
46 鹿児島県	2	124,900	1.6	2	21,589	9.3	2	128,501	1.6	2	146,627	1.4	2	7,222	27.7	2
47 沖縄県	3	151,900	2.0	4	19,629	20.4	3	93,612	3.2	3	155,174	1.9	1	12,925	7.7	1
全国	258	8,172,800	3.2	302	2,043,644	14.8	275	7,116,731	3.9	236	11,471,850	2.1	186	2,232,189	8.3	149
世帯数・人数 のデータ出典	年収300万円未満世帯(借家) (H30住宅・土地統計調査)			高齢単身世帯(借家) (H27国勢調査)			身体障害者+知的障害者+精神 障害者(H27 福祉行政報告、衛 生行政報告例)			18歳未満世帯員のいる 一般世帯数 (H27国勢調査)			外国国籍を有する人口 (H27 在留外国人統計)			

※フェースシート調査（実施期間：令和2年7月19日～8月31日）

○大阪府では、「低額所得者」「高齢者」「障害者」「子育て世帯」「外国人」ともに、1万世帯（人）当たり法人が全国よりも多い。

出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

# 居住支援法人について

## 府指定の居住支援法人一覧（R3.1末時点）

掲載ページ	居住支援法人名	電話番号	活動地域	高齢者	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他の障がい者	子育て世帯	新婚世帯	低額所得者	生活困窮者	外国人	DV被害者	更生保護対象者
8	(NPO)生活支援機構 A L L	06-6634-0874	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
9	★(NPO)大阪市市民生活支援センター	06-6715-1588	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
41	(NPO)HELLOlife	06-6147-3286	府内全域								入・生				
14	(NPO)アクティブライフ・サン	06-6775-1322	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
15	ホームネット(株)	0120-460-560	府内全域	入・生・退											
57	◇エルズサポート(株)	03-6233-6260	府内全域	入	入				入	入	入	入	入	入	入
42	★(株)シーズ	072-726-7777	府内全域	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生
19	(株)NSA	06-6910-4521	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退								
21	★(株)メディエイト	06-6227-8951	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
44	(株)総合医療サービスハーモニー	06-6232-8248	府内全域	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生
22	(NPO)24時間みまもり社会を創る会・笑顔	06-6948-6988	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
58	ハートリビングサポート(株)	06-6618-2220	府内全域	入・生					入・生					入・生	
58	(株)エイジプラス	0120-65-6774	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退		入・生・退	入・生・退		入・生・退		
45	(NPO)空き家サポートセンター	072-736-0531	府内全域	入・生	入・生	入・生			入・生	入・生					
59	(株)Peace Festa		府内全域						入・生						
59	(株)エーススタイル	0120-554-971	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退			入・生・退	入・生・退			
29	(一社)家財整理相談窓口	03-5287-4387	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退			入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	
46	(NPO)Homedoor	06-6147-7018	府内全域	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生			入・生	入・生			入・生
49	★(株)M,LINE	06-4306-3323	府内全域	入・退	入・退	入・退	入・退	入・退	入・退		入・退	入・退	入・退	入・退	
32	(一社)既存住宅・空家プロデュース協会	06-6941-2525	府内全域（一部除く）	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	
56	(株)ウチコミ		府内全域	入	入				入	入	入	入	入	入	入
34	★(株)APOLLO works	06-7508-3851	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
36	(株)すみれプランニング	06-6710-9844	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
39	(一社)KM ガーディアンズ	06-6977-4064	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
17	(社福)桃林会	070-2303-5050	摂津、茨木、高槻	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退			入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	
16	(社福)みなと寮	06-6170-1400	吹田、豊中、大阪市（東淀川・淀川）	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退			入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
59	(株)日本ブライトパートナーズ	045-264-9077	豊中、池田、箕面、豊能、能勢、吹田	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
48	(社福)ひじり福祉会	072-726-7701	豊中、池田、箕面、豊能、能勢、吹田	入・生					入・生		入・生	入・生			入・生
13	(NPO)ゆうかり	06-6916-7230	大阪市、豊中、摂津、守口、枚方、大東、門真、四條畷、東大阪	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
24	(株)ケイ・アンド・エムソリューション	06-6967-8787	守口、大阪市、豊中、摂津、枚方、大東、門真、四條畷	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
54	★(株)ラックハウジング	072-806-5517	守口、門真、大東	入					入	入				入	
55	★やなぎ建設(株)	06-6997-0005	大阪市、守口、寝屋川、大東、門真、四條畷、東大阪	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入
33	Renovater(株)	0774-27-1740	大阪市、守口、枚方、寝屋川、大東、門真、四條畷、交野、東大阪	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
50	★(株)大京住宅	0120-07-5559	大阪市（平野）、八尾、柏原、東大阪、羽曳野、藤井寺	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入
18	(社福)八尾隣保館	072-922-3130	八尾	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
40	(一社)大阪希望館	06-6358-0705	大阪市（北）、豊中市	入・生					入・生	入・生	入・生	入・生			入・生
59	★(株)アグリード	080-8067-8739	大阪市、豊中	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生
43	(社福)治栄会	06-4253-8055	大阪市（都島・城東）	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生				入・生
51	★(株)S イノベーション	06-6777-2239	大阪市（平野・生野・城東）、東大阪、八尾	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入
11	(NPO)南市岡地域活動協議会	06-6582-4277	大阪市	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退		入・生・退		入・生・退		入・生・退	入・生・退	
20	(社福)リベルタ	06-6928-1010	大阪市	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
58	(株)興光	06-6672-0066	大阪市	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退				入・生・退	入・生・退	入・生・退		入・生・退
58	(株)日本介護医療センター	06-6629-0123	大阪市	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退				入・生・退	入・生・退	入・生・退		入・生・退
52	(株)笑美面	06-6459-0001	大阪市	入							入	入			
28	★(株)アーク	06-6353-5580	大阪市	入・生・退							入・生・退				
30	(一社)大阪賃貸住宅経営協会	06-6764-0131	大阪市	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退		入・生・退		
47	(一社)大阪市新大阪人権協会	06-6321-0274	大阪市	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生
38	(一社)みのりサポート	050-3707-6516	大阪市	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退		入・生・退		入・生・退		
12	(一財)ヒューマンライツ協会	06-6563-1158	大阪市（西成）	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
25	★萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社	0120-269-971	大阪市（西成）	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
27	(社福)ヒューマンライツ福祉協会	06-6562-5800	大阪市（西成）	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
26	★弁天堂(株)	06-6656-5152	大阪市（阿倍野・東住吉・住吉・住之江・平野・天王寺・西成）	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退								
31	★(株)ヨリソア	072-275-8059	大阪市、堺、高石、和泉、泉大津	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
35	★(株)ひまわりパートナーズ	072-320-9011	大阪市、堺	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
58	オムニクス(株)	072-238-4331	堺	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
23	(社福)整人会	072-234-2005	堺	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
58	(NPO)えびな居住支援サービス	0721-68-7776	富田林、河内長野、松原、羽曳野、藤井寺、大阪狭山、太子、河南、千早赤阪、堺	入・生・退					入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退		入・生・退	入・生・退
37	(株)KMG クリエイティブ	072-981-6150	東大阪、泉大津、和泉、岸和田、高石、貝塚、泉佐野、熊取、忠岡	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退		入・生・退						
10	(社福)岸和田市社会福祉協議会	072-437-8854	岸和田	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
53	(有)野花ヘルスプロモート	050-5840-6890	岸和田	入											

# 居住支援法人について

## 府指定の居住支援法人一覧（R3.1末時点）

掲載ページ	居住支援法人名	電話番号	活動地域	中国残留邦人	北朝鮮拉致被害者等	海外からの引揚者	児童虐待を受けた者	児童養護施設退所者	犯罪被害者等	被災者	原子爆弾被害者	戦傷病者	ハンセン病療養所入所者	性的マイノリティ(LGBT)	UJ/T-ンによる転入者	その他
8	(NPO)生活支援機構A.L.L	06-6634-0874	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退		入・生・退
9	★(NPO)大阪市市民生活支援センター	06-6715-1588	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	
41	(NPO)HELLOlife	06-6147-3286	府内全域													
14	(NPO)アクティブライフ・サン	06-6775-1322	府内全域					入・生・退	入・生・退	入・生・退			入・生・退			
15	ホームネット(株)	0120-460-560	府内全域													
57	◇エルズサポート(株)	03-6233-6260	府内全域	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入
42	★(株)シーズ	072-726-7777	府内全域	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生
19	(株)NSA	06-6910-4521	府内全域					入・生・退						入・生・退		
21	★(株)メディアエイト	06-6227-8951	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
44	(株)総合医療サービスハーモニー	06-6232-8248	府内全域													
22	(NPO)24時間みまもり社会を創る会・笑顔	06-6948-6988	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
58	ハートリビングサポート(株)	06-6618-2220	府内全域													
58	(株)エイジプラス	0120-65-6774	府内全域							入・生・退						
45	(NPO)空き家サポートセンター	072-736-0531	府内全域													
59	(株)Peace Festa		府内全域													
59	(株)エーススタイル	0120-554-971	府内全域													
29	(一社)家財整理相談窓口	03-5287-4387	府内全域							入・生・退				入・生・退	入・生・退	
46	(NPO)Homedoor	06-6147-7018	府内全域					入・生	入・生					入・生		
49	★(株)M,LINE	06-4306-3323	府内全域	入・退					入・退	入・退						
32	(一社)既存住宅・空家プロデュース協会	06-6941-2525	府内全域(一部除く)					入・生・退	入・生・退	入・生・退					入・生・退	入・生・退
56	(株)ウチコミ		府内全域				入			入				入		入
34	★(株)APOLLO works	06-7508-3851	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	
36	(株)すみれプランニング	06-6710-9844	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	
39	(一社)KM ガーディアンズ	06-6977-4064	府内全域	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
17	(社福)桃林会	070-2303-5050	摂津、茨木、高槻				入・生・退	入・生・退		入・生・退				入・生・退		入・生・退
16	(社福)みなと寮	06-6170-1400	吹田、豊中、大阪市(東淀川・淀川)							入・生・退						
59	(株)日本ブライトパートナーズ	045-264-9077	豊中、池田、箕面、豊能、能勢、吹田	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
48	(社福)ひじり福祉会	072-726-7701	豊中、池田、箕面、豊能、能勢、吹田							入・生						
13	(NPO)ゆうかり	06-6916-7230	大阪市、豊中、摂津、守口、枚方、大東、門真、四條畷、東大阪				入・生・退	入・生・退	入・生・退						入・生・退	
24	(株)ケイ・アンド・エムソリューション	06-6967-8787	守口、大阪市、豊中、摂津、枚方、大東、門真、四條畷	入・生・退		入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退					入・生・退	入・生・退
54	★(株)ラックハウジング	072-806-5517	守口、門真、大東													
55	★やなぎ建設(株)	06-6997-0005	大阪市、守口、寝屋川、大東、門真、四條畷、東大阪	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入
33	Rennovater(株)	0774-27-1740	大阪市、守口、枚方、寝屋川、大東、門真、四條畷、交野	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
50	★(株)大京住宅	0120-07-5559	大阪市(平野)、八尾、柏原、東大阪、羽曳野、藤井寺	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入
18	(社福)八尾隣保館	072-922-3130	八尾	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
40	(一社)大阪希望館	06-6358-0705	大阪市(北)、豊中市				入・生	入・生		入・生			入・生	入・生		入・生
59	★(株)アグリード	080-8067-8739	大阪市、豊中													
43	(社福)治栄会	06-4253-8055	大阪市(都島・城東)													入・生
51	★(株)Sイノベーション	06-6777-2239	大阪市(平野・生野・城東)、東大阪、八尾	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入
11	(NPO)南市岡地域活動協議会	06-6582-4277	大阪市				入・生・退	入・生・退								
20	(社福)リベルタ	06-6928-1010	大阪市	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
58	(株)興光	06-6672-0066	大阪市	入・生・退			入・生・退			入・生・退						
58	(株)日本介護医療センター	06-6629-0123	大阪市	入・生・退			入・生・退			入・生・退						
52	(株)笑美面	06-6459-0001	大阪市											入		
28	★(株)アーク	06-6353-5580	大阪市													
30	(一社)大阪賃貸住宅経営協会	06-6764-0131	大阪市													
47	(一社)大阪市新大阪人権協会	06-6321-0274	大阪市	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	入・生	
38	(一社)みのりサポート	050-3707-6516	大阪市													
12	(一財)ヒューマンライツ協会	06-6563-1158	大阪市(西成)	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	
25	★萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社	0120-269-971	大阪市(西成)	入・生・退				入・生・退		入・生・退				入・生・退		入・生・退
27	(社福)ヒューマンライツ福祉協会	06-6562-5800	大阪市(西成)	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
26	★弁天堂(株)	06-6656-5152	大阪市(阿倍野・東住吉・住吉・住之江・平野・天王寺・西成)													
31	★(株)ヨリソア	072-275-8059	大阪市、堺、高石、和泉、泉大津	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
35	★(株)ひまわりパートナーズ	072-320-9011	大阪市、堺	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
58	オムニクス(株)	072-238-4331	堺				入・生・退	入・生・退		入・生・退						
23	(社福)悠人会	072-234-2005	堺													
58	(NPO)えびす居住支援サービス	0721-68-7776	富田林、河内長野、松原、羽曳野、藤井寺、大阪狭山、太子、河南、千早赤阪、堺							入・生・退						
37	(株)KMGクリエイティブ	072-981-6150	東大阪、泉大津、和泉、岸和田、高石、貝塚、泉佐野、熊取、忠岡				入・生・退		入・生・退	入・生・退	入・生・退					
10	(社福)岸和田市社会福祉協議会	072-437-8854	岸和田	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退	入・生・退
53	(有)野花ヘルスプロモート	050-5840-6890	岸和田													